

令和6年第4回（10月）臨時会

西伊豆町議会会議録

令和6年10月21日 開会

令和6年10月21日 閉会

西伊豆町議会

令和 6 年第 4 回（10 月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（10 月 21 日）

○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	3
○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名.....	4
○職務のため出席した者.....	4
○開会宣告.....	5
○開議宣告.....	5
○議事日程説明.....	5
○会議録署名議員の指名.....	5
○会期の決定.....	6
○承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
○議案第 54 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
○議案第 55 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	16
○閉会宣告.....	26
○署名議員.....	27

西伊豆町告示第102号

令和6年第4回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年10月11日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1 期 日 令和6年10月21日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度西伊豆町一般会計補正（第7号））
- (2) 令和6年度 令和6年災 査定第3号（普）浜川災害復旧工事請負契約の締結について
- (3) 令和6年度西伊豆町一般会計補正（第8号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番 松 田 貴 宏 君

3 番 仲 田 慶 枝 君

5 番 芹 澤 孝 君

7 番 山 田 厚 司 君

9 番 堤 和 夫 君

2 番 浅 賀 元 希 君

4 番 堤 豊 君

6 番 高 橋 敬 治 君

8 番 西 島 繁 樹 君

10 番 増 山 勇 君

不応招議員（なし）

令和6年第4回（10月）臨時町議会

（第1日 10月21日）

令和6年第4回（10月）西伊豆町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和6年10月21日（月）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度西伊豆町一般会計補正（第7号））

日程第 4 議案第54号 令和6年度 令和6年災 査定第3号（普）浜川災害復旧工事請負契約の締結について

日程第 5 議案第55号 令和6年度西伊豆町一般会計補正（第8号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番 松 田 貴 宏 君

2番 浅 賀 元 希 君

3番 仲 田 慶 枝 君

4番 堤 豊 君

5番 芹 澤 孝 君

6番 高 橋 敬 治 君

7番 山 田 厚 司 君

8番 西 島 繁 樹 君

9番 堤 和 夫 君

10番 増 山 勇 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	星 野 淨 晋 君	副 町 長	高 木 光 一 君
教 育 長	鈴 木 秀 輝 君	総 務 課 長	村 松 圭 吾 君
窓 口 税 務 課 長	高 橋 昌 子 君	産 業 振 興 課 長	渡 邊 貴 浩 君
建 設 課 長	久 保 田 寿 之 君	健 康 福 祉 課 長	鈴 木 一 博 君
会 計 課 長	森 健 君	防 災 課 長	真 野 隆 弘 君
		教 育 委 員 会 長	朝 倉 通 彰 君
		教 務 局 長	

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	佐 野 浩 正	書 記	堤 浩 之
-------------	---------	-----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 直ちに本日の会議を開きます。

申し上げます。

本会期中、暑いようでしたら上着を外して結構です。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。また発言される方は、マイクのランプがついていたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。まちづくり戦略課長が本日会議を欠席する旨の報告がありました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（堤 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

6番 高橋 敬治 君、

7番 山田 厚司 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（堤 豊君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日の1日限りと決定しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、こちらにつきましては専決処分を一般会計補正予算（第7号）として、専決第5号として令和6年10月7日に行ったものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは承認第5号について説明させていただきます。

1枚お開きください。専決第5号、専決処分書。令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。今回の補正は、過日全協でもお話をさせていただきました衆議院議員選挙に係る補正でございます。歳入歳出総額にそれぞれ1,050万円を追加し、総額をそれぞれ85億5,111万4,000円とさせていただいたものです。

2ページをお願いします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読いたします。14款国庫支出金、3項国庫委託金ともに1,050万円の増額。歳入合計に1,

050 万円を追加し、85 億 5,111 万 4,000 円としたいものです。歳出です。こちらも款、項、補正額の順に朗読いたします。2 款総務費、4 項選挙費ともに 1,050 万円。歳出合計に 1,050 万円を追加し、85 億 5,111 万 4,000 円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括歳入ですが、こちらにつきましては、先ほど説明しました第 1 表 歳入歳出補正予算の歳入と同様ですので省略させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても第 1 表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

4 ページをお願いします。2、歳入です。14 款 3 項 1 目総務費委託金、1,050 万円。衆議院議員選挙に係る経費全額を国庫委託金として計上しております。

5 ページをお願いします。歳出です。2 款 4 項 6 目衆議院議員選挙費、1,050 万円。10 月 15 日公示、10 月 27 日執行の衆議院議員選挙関連の経費となっております。1 報酬は選挙管理委員や投開票管理者立会い人等の報酬で 172 万円。3 節で職員の選挙事務に係る手当、46 万 7,000 円。11 節役務費、入場券等の郵便料、12 節選挙看板の設置撤去、また計数機などの点検業務や入場券作成業務などの委託費、17 節では投票用紙計数機の購入費を計上しております。

以上、雑駁ですが承認第 5 号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 5 ページの歳出をお願いします。8 節ですね。旅費、これ普通旅費で 9,000 円、費用弁償で 8 万円とこう分かれてるんですが、これはどうしてこういうふうな形で分かれておるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。普通旅費の方は、職員等が選挙の関連で静岡と説明会等に行ったときの職員の旅費ということになっております。費用弁償につきましては、選挙の委員さんや会計年度任用職員の通勤というか旅費のほうになっておりますのでそこで 2 つに分かれているものでございます。

○議長（堤 豊君） 9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） その職員とね、普通の人のこう、関わる旅費を分ける理由というのはどういふことですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） あの職員は役場の公務員、職員としての仕事としての旅費になりますが、費用弁償に関しましては委員さん、何でしたっけ、要するに職員とは別の委員さんとか会計年度任用職員、あの常用、常用の職員ではないということで、そこで2つに分かれてるものです。

○議長（堤 豊君） 9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） まあ、あの旅費で一括でいいんじゃないかなあところね、思って質問するんですけどそれはいいです。じゃあその下のですね、10 節の需用費で、食糧費で 13 万 4,000 円が計上されておりますが、この食糧費というのはどういふことですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。こちらのほうは事務従事者の夕食、お茶も含めた夕食代。で、選挙委員さんたちの夕食代とそのほか期日前投票で執務していただいている任用職員さん等の夕食代。こちらのほうが入っております。

○議長（堤 豊君） そのほかございませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） えっと、12 節の委託料ポスター掲示板の設置撤去業務なんですけども、これ前回、知事選のときに堂ヶ島でですね、看板が吹き飛ぶというようなことがありましてですね。どういふことなのかということで、設置場所が風が当たって強いってところだったってということもありますけども。2 年前頃から何か掲示板を持ってくる業者を変えたみたいなんですけども、それからちょっとその資材がですね、品質が落ちているというようなことで、設置してるシルバー人材センターの方から聞いたんですけども。これは 2 年前と同じ業者さんに戻すっていふようなことはできないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。あのその業者さんのほうは、見積りで業者のほう決めておりますので安価なところというところにはなるんですが、品質自体はあの極端に悪いという印象は私どもも持っておりません。今回につきましては、堂ヶ島のほうは支柱をもう 1 本増やしまして、より強固に固定をするような形で対策はとっております。

○議長（堤 豊君） 9 番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君）　じゃあその選挙の看板自体を総務課長は見たということですね。そういう発言をなされるということは。私の情報は、設置してるシルバー人材センターの方から2年前の業者さんのほうが良くて、今回のあれは落ちると。そういうようなことを聞いているんですよ。ですから総務課長が見て、前の2年前の納入業者と、その資材が何ら優劣がつけ難く同じであるという、総務課長が見てのご判断ですか。

○議長（堤 豊君）　総務課長。

○総務課長（村松圭吾君）　すいません。私は2年前、担当しておりませんので比較という意味での品質のということではありませんが、ここに搬入したときに現場のほう立ち会って物を見ておりますが、特に釘がとか物が取れているようなものはなかったの、うちの方はそれを受け取ったということです。品質が前回と比べてどうこうということでのお話ではありません。

○議長（堤 豊君）　よろしいですか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君）　参考のために聞いておきたいんですが、まあ今回解散からですね、非常に日にちがなかった、約1週間余り8日だったかな。ということで要は、投票用紙、入場券ですね。これが相当遅れてる、間に合わないという自治体も幾つか聞いてますけども、西伊豆町の場合には例えば、いつ送付をして、要は、15日期日前投票ですか。これに間に合わないというような事例っていうのがあったんでしょうか。その辺をお願いします。

○議長（堤 豊君）　総務課長。

○総務課長（村松圭吾君）　はい。公職選挙法では、基本的には告示後に入場券を発行しなさいと。発行しなさいという決まりがありまして、本来ですと入場券がその次の日から期日前になりますので、届かないところはあるのは確かで、それは全国的には同じような形になると思います。私どものほうも15日告示で、15日に発送しましたので期日前、次の日の16日には始まっておりますので16日には届いていない。17日ぐらいからぼちぼち届き始めたというのが現状でございます。

○議長（堤 豊君）　6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君）　そうしますとその例えば、16日に期日前をしたいと言うけれども入場券が届いてないということに対してはどういう対応をとられましたか。

○議長（堤 豊君）　総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。あのとりあえず広報等で入場券なくても期日前投票できますというのはお知らせをしてはおります。広報紙もそうですけれども、放送のほうでもそのような形でアナウンスはさせていただいております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか、はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） はい、挙手全員です。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第4、議案第54号、令和6年度 令和6年災 査定第3号（普）浜川災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案の理由説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第54号は、令和6年度 令和6年災 査定第3号（普）浜川災害復旧工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。安良里の普通河川浜川の災害復旧工事の契約になります。契約の方法は、指名競争入札による契約。契約金額が 6,296 万 4,000 円。契約の相手方は、西伊豆町宇久須の株式会社丸協組さんになります。

1 枚おめくりください。説明調書のほうで説明をいたします。工事の概要になります。この工事は 6 月 18 日に発生した豪雨により、河川護岸の損壊等の被害があった安良里地先にある普通河川浜川の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による復旧工事になります。災害復旧工事については原形復旧が基本となっておりますが、今回の被災原因の 1 つに河川の狭さく部も関係しているため、狭さく部を除去し復旧する計画となっております。工事の内容です。復旧延長、下流の護岸損壊箇所から上流にある落差工までの復旧を計画しており、延長は 40.5 メートルとなります。工事の内容になりますけども、護岸復旧については大型ブロック積みを計画しており、過去に災害で被災した右岸側と同じ形状で積む計画でおります。今回の被災原因は、河床洗堀が主であるため床固工による河床の安定化を図り、落差が生じる箇所には水叩工を施行し、河床洗堀を防止します。復旧起点の河床については、既存の床固めブロック設置直下が自然落差になってしまっているため河床洗堀による被災を防止するため、根固めブロックを設置し箇所を保護します。

縦断面図のほうをご覧ください。資料の 2 のほうになります。縦断面図の黒の実線が現状の河床になります。計画河床の高さについては、過去の災害で測量している河床を基本として設定しております。河床の計画勾配については、下流の勾配に合わせ 16 分の 1 勾配、約 6.25% になります。で、設定しております。床固工、2 個設置する計画となっていまして、各床固工での落差は約 1.2 メートル程度となります。

1 枚おめくり頂きまして資料 3 になります。標準横断面図になります。水叩工を含め、根固めブロックなどを設置することにより、完成後の河床は工事区間内は全てコンクリートになります。大型ブロック積みの高さは、高いところで直高が 7.68 メートルとなります。最後に工期です。工期については、議会議決の日の翌日から令和 7 年 3 月 26 日としております。本来の工期は 9.7 か月程度かかると予定されており、当初から正当な工期設定をしたかったところですけども国の負担法の手続により設定ができませんでしたので、今後、工期延長を行いたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 9月の補正予算のときにですね、繰越明許として8,800万円とこう数字が出てきております。ここの契約ですと6,200万なにがしですけども、これについての理解としてですね、ある程度入札をした結果、安価で抑えることができたっていうことの、捉えてよろしいんでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい、予算確保した段階ではまだ災害査定前でございました。

災害査定では、いろいろな工法を比較検討した上で安価なものを設定するというのが原則なんです。河床にその落差を設けるっていう行為がですね、それをなるべく少なくするというガイドラインがあります。です。ので落差工を1箇所にした場合と今回の2箇所にした場合と比較検討表を作成したわけですけども。1箇所にするブロック積みの高さが、高さとかごめんなさい。面積が増えるために工事費的には約1,000万くらい高くなるよということでありましたけども、その高いほうで予算は計上させていただいたということでございます。なお、入札の落札率が89%と非常に低くなっておりまして、入札先による減額というものも広く、大きなものとなっております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の関連ですけどもね、補正予算のときには工期7か月ということですけども、これが年内に終わるのかどうかっていうところですね。要は、繰越明許が要らなくなるということなのか。それが1点。一つ一ついきましょうか。まずそれからお願いします。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 補正予算を計上した時点でもですね、工期は約9.7か月、9.7ですね、はい。かかると想定されておりました。で、国のほうの手續として翌償っていうものの申請が必要なんですけども、その申請を速やかに県のほうにやってもらって国に申請してもらいたいということで、その想定で補正予算の段階ではいたんですけども、最終的には12月以降でないとその翌償申請が県の方からできないというふうな回答を頂きまして、年度内

の工期設定をしたというのが現状でございます。ですので、12月以降にはその手続が出来て繰越していいよというお墨つきをもらってから工期延長をしてという形になります。予算計上の段階でも繰越明許しますというような予算計上させていただいておりますので、町議会のほうは特に問題ございません。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） はい。今の件は分かりました。もう1点ですけど、先ほど課長がですね、落札比率が88%って言いましたけど、実際88.95%ですね。非常に最近ではですね、珍しく競争したなというふうに表面的には見えるんですが、それ以外の業者の見積りを見ますとね、これ99.92というのが2番目の方で、あとは101.94まで。つまり旧態依然、このまあ業者がですね、相当どの部分で勉強したか分かりませんが、これがあつたから差金が約700万ぐらい出てますけども、この業者が突出してこれだけ低いと。もちろん最低制限価格上回っていますんでね、それ自体問題ないんですけども。ほかを見るとやっぱり今までどおり99%台のね、入札がもう続くような傾向が解消されてないというふうに私は見るんですけども。その辺についてはどういうお考えでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 業者さんにとってはですね、自分が仕事をどうしてもこれやりたいと思えば非常に低い札を入れるということになるろうかと思えます。逆に言いますと、あんまりここは自分はやりたくないよと言えば高い札を入れるという形になります。今回は1社だけ突出して安いよということですので、ほかの業者さんはあんまりこう、この仕事をやりたいという意思表示がなかったのかなというふうに見てとれるのかなと思えます。まあ、全体的に競争がちゃんとなされてないんじゃないかというようなご指摘は、高橋議員から以前からありますけれどもね、その辺は適切に、何て言いますかね、競争、競争価格でやれるように業者さんにはお願いしていきたいというふうには思っております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 資料ナンバー、資料2縦断面図ですね。これ非常に見にくいんですけども、資料4のこの赤く分けてあるこれと連動をさせているわけですか。河床がこのようなというふうに考えてよろしいのでしょうか。ナンバー4でいくと、どの辺のことを指しているのか。ちょっとナンバー4の写真を使って、課長、説明していただけますか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） ナンバー４とおっしゃったのは資料４のことですよ、はい。

白い絵の写真の赤の実線については、計画の大型ブロック積みの天端を表す線になります。河床ではないですね。河床というのは、今回のあの測点については川の真ん中で設定をしております。川底の中心点を、この写真でははっきりここは測点だよっていう、あの見にくいかもしれませんが川の中心の点。で、さらにそこよりも若干、河床が低い部分がございますので、その線については縦断面図で黒の破線で表してあります。測点よりも河床が低い箇所については黒の破線にて表しております。以上です。

○議長（堤 豊君） ９番、堤和夫君。

○９番（堤 和夫君） そのじゃあ資料ナンバー２で引いているその黒の破線で表しているってことですがどこになりますか、断面図でいくと。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 断面図で言うところになるかということですので、資料３の標準横断面図をご覧頂きたいと思いますが、測点についてはこの横断面図の真ん中に破線でセンターラインが引かれてると思います。まあここが測点。そこから最低河床というのは、１番低くなってる所ですね。図面で言いますと下の図面のほうが分かりやすいと思いますが、測点よりも最低河床というのが、この三角みたいにへこんでる部分がございますので低くなっているよということが分かるかと思います。

○議長（堤 豊君） そのほかございませんか。

５番、芹澤孝君。

○５番（芹澤 孝君） 資料２番の２でですね、資料の２で、あのこの河床高さってあるんだけど河床の高さ。これが３０メートルとかいう数字なんだけど、これはどこからの高さを測って３０メートルとかっていう数字になってるんでしょうか。それとこの資料のね、４の川幅を広げるってところで、簡単に言ったらどこからどこまでを広げることになるのか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 縦断面図作成するときに、この高さというのはあの仮の基準点っていうのを設けます。その基準点を例えば、３０メートルというふうにしたらそこから何センチ高くなるのかっていうのをあらわしたものがこの図面になるんですよ。なので、この縦断面図で言うと１番上の縦断面図って書いてあるところの左側に丸く囲ってＫＢＭと書いてあるところあると思います。ＫＢＭが、Ｈが３５．９１メートルだよ。つまり仮基準点を３５．９１メートルで設定しましたということで、そこから測り出して高さが、どれぐらい高低

差があるかということでございます。最近の測量機械ってすごく精度が高くてですね、GPSで水準点からの高さっていうの自動的に出るんですよ。なのでこれは水準点から測りだした高さと思われます。ごめんなさい、ちゃんと裏をとってないので分からないですけども、そういう数値になっていると。で、もう1つ。どこを広げたかというお話ですが、平面図の資料1をご覧ください。元々あった線っていうのが黒い線になりますけども、測点で言いますと起点側の0.0からナンバー26ぐらいまでのところに三角で川の中に飛び出したような形の形状になっているのがお分かりになると思います。そちらを、川幅を広げるという形に結果的にはなりますけども、赤い線の形状、線形にですね、工事を行いたいというものです。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） じゃああの基準面となった、多分水準、海面を基準点として、多分測ったんだろうということなんだろうと思いますけど。このえっと写真のほうではこれ説明できない、どこを広げたか、そのほうが分かりやすいんだけど。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。じゃあ資料4をご覧ください。資料4の青い実線ですね。青い実線がこれは被災後ですけど、被災後の現況の天端をあらわしています。それを赤い線で復旧しますよというのを表しています。ナンバー0から26ぐらいのところを道路側に追い込んでですね、川幅を広げて石積みを今度積むというもので、ここがこの三角が拡幅する箇所ということになります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 資料、今の説明でね、課長。資料ナンバー2のGPSを使って、これなんだ字が小さくて見えないんだけど。KB、KBK、基準点を決めるって言ったんですけど、それがこれでいくと35.910、下の図でいくとその点はどこになるんですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 測量するための、あの町で測量したものを業者さんが測り出すときに分かるようにっていうふうに基準点を設定するんですよ。KBM、仮ベンチマークって言いますが、仮ベンチマークを高さを35.91に設定したよと。仮ベンチマークは縦断図では表せませんので表示をしております。平面図で言いますと、起点より下流側にあの採石場の沈砂池のヒューム管が川に出てる絵があると思いますけど、そこより少し下にKBMという表記があります。ここが仮ベンチマークとして設定をしております。

○議長（堤 豊君） 9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 最後の質問しますけど。そうしますとですね、資料ナンバー 2 というのは河床の縦断面図を表していて、工事が終わった後、河床はこういうふうになるということとでよろしいんですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。あの河床もそうですけども構造物、ブロック積みの高さとかですね、この絵を見てもらえばこうやって段々に段積みしていくよということが見てとれるというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 54 号、令和 6 年度 令和 6 年災 査定第 3 号（普）浜川災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） はい、挙手全員です。

よって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 55 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第 5、議案第 55 号、令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第 55 号は、令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは、議案第 55 号、令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 8 号）についてご説明いたします。

2 ページをお願いします。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。13 款使用料及び手数料、2 項手数料ともに 120 万円。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金ともに 117 万 9,000 円。15 款県支出金、2 項県補助金ともに 338 万 4,000 円。18 款繰入金、1 項繰入金ともに 320 万 6,000 円。歳入合計に 896 万 9,000 円を追加し、85 億 6,008 万 3,000 円としたいものです。続きまして歳出です。こちらも款、項、補正額の順に朗読します。2 款総務費、1 項総務管理費ともに 49 万 8,000 円。4 款衛生費、1 項保健衛生費ともに 277 万円。7 款土木費、570 万 1,000 円。1 項土木管理費、34 万 2,000 円。2 項道路橋梁費、300 万円。6 項建築物地震対策推進事業費、235 万 9,000 円。歳出合計に 896 万 9,000 円を追加し、85 億 6,008 万 3,000 円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括 歳入です。こちらにつきましては、先ほど説明しました第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので省略させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても第 1 表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

4 ページをお願いします。2、歳入です。13 款 2 項 4 目土木手数料、120 万円。県発注工事の発生土を受け入れる予定があるため、その処理手数料を計上しました。14 款 2 項 5 目土木費国庫補助金、117 万 9,000 円。過日、全員協議会でご説明しました「わが家の耐震診断事業」増額に係る事業費の国庫補助 2 分の 1 を計上しております。15 款 2 項 3 目衛生費県補助金、250 万円。静岡県と協定を締結した医療機関を対象にした補助金で、田子診療所、個人防護具保管倉庫設置財源に充てるものでございます。15 款 2 項 6 目土木費県補助金、88 万 4,000 円。こちらも「わが家の耐震診断事業」増額に係る事業費の県の補助 8 分の 3 を計上しております。18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金、413 万 6,000 円。今回の補正の財源不足

分調整分として計上しております。同じく 18 款 1 項 1 目、6 目医療診療所医療整備基金繰入金、27 万円。こちらは田子診療所、個人防護具保管庫設置の財源に充てるものでございます。

8 目公共施設等総合管理基金繰入金、120 万円の減額。こちらは残土処理場の管理費に財源充当しておりましたが、今回の補正で県発注工事の発生土処理手数料をこれに充当しますのでその分を減額変更するものです。

5 ページをお願いします。3、歳出です。2 款 1 項 11 目情報管理費 12 節委託料、49 万 8,000 円。地方公共ネットワークに支障となる樹木を伐採する予算を当初予算で計上しておりますが、発注に、発注したところ、現地確認したところ新たに伐採に必要な箇所がありましたので、この分を補正させていただくものです。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 14 節工事請負費、277 万円。田子診療所では、本来保管庫に備蓄すべき感染防止用の個人防護具を保管する場所がなく医師の自宅で保管しているため、保管施設を整備するものでございます。7 款 1 項 1 目土木総務費 16 節公有財産購入費、32 万 6,000 円。宇久須隧道坑口落石対策工事に伴う用地測量用地調査が完了し、土地購入面積が確定したためその購入費を計上しております。7 款 1 項 1 目土木総務費の 21 節補助補償補填及び補償賠償金、1 万 6,000 円。16 節同様、調査により確定した支障木の補償費を計上しております。7 款 2 項 1 目道路費 12 節委託料、300 万円。過日、全員協議会で担当課長がご説明しました旧西伊豆中学校付近の仮設道路を町道に整備するための設計委託を計上しております。7 款 6 項 1 目建築物地震対策推進事業費 12 節委託料、235 万 9,000 円。収入のほうでもご説明をしましたが、耐震診断事業の無料診断委託費を 9 月に補正させていただきましたが、補正後も申込みが増えたのでこれを増額するものでございます。

以上、雑駁ですが議案第 55 号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 議案審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 24 分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

提案理由の説明が先ほど終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 4 ページ、土木手数料で県発注の工事があって手数料入るということなんですけれども、この月原の残土処分場については、処理場ですか、については近隣の住民の方から最近、あそこは法定外公共物、白線になるんですかね、の道路を使ってる方からすごくこれできて走りづらくなって、走れなくなったよってという苦情きてますけれども。建設課長、この苦情どう捉えてますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 進入路の工事を、まあ本来、先にコンクリート舗装してですね。そこにかかっている水路の工事をやるというような計画で当初はいましたけども、土砂を受入れするに当たって奥まで残土を入れないで、とりあえず賃料が確定しないために進入口で一旦受入れをして、それを今度奥のほうに押すっていう作業を今やっているところです。なので埋めた後にまたちょっとそこを掘ってっていう段取りが今発生しているところで、それに対して走りにくいっていうことをおっしゃっているというふうには聞いておりますが、もう少しその工事が進むまで我慢していただく。で、車を停めるところが欲しいというような要望ございましたのでね、それを置けるように対処しているとか、その辺は要望をお聞きしながら工事をやっているという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 今、工事の途中だから我慢せよっていうことという話だと思うんですけども。なかなか本人も悩んでおります。で、椎茸の楯木なんかも置いてるけどすごい砂ぼりかかるから奥のほうに奥のほうに移さなきゃいけないとか、そういう迷惑を被ってます。あそこ今回青地農地、法律上は変え、その町がやる仕事ということで許可とか要らなく転用ができたところではあるんですけども、やはり大前提として町がそういう仕事をする以上は、周りの農家の方に迷惑をかけないで行うっていうのが大前提にはなるのかなと思います。そのところをもうちょっとしっかりやって、で、もしまあ住民の方迷惑かかるよっていうことがあるんだったら、いつまでにこの工事を終わらせるとかそういうところもちゃんと丁寧に説明した上で工事進めていかないと。月原の残土処理場、周りの住民の理解を得られなくなるんじゃないかなと危惧してるんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい、工程的なことは丁寧に説明をしていきたいというふうに思います。で、砂ぼりが入るからっていうようなお話頂いてね。あそこに防砂ネットって

いうのを今、設置をさせていただきました。そういった対策をしておりますけどもなかなか、それをやってもこの季節風、冬以降ですね、風が吹いたら砂が飛んでくるんじゃないかっていうことを心配されているという話を聞いております。柵木の移動等が、もしするんであればね、町のほうは協力をしていきたいなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） すいません。5ページのこの工事請負費で田子診療所个人防护具保管施設新設工事ですけど、これ具体的にはどういうものをあるのかっていうのと、あと田子診療所だけで安良里診療所はこういうのはいらないのか、あわせてお聞きします。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 今、具体的にどのようなものを保管するかということについて、まず1つ目お答えさせていただきます。5点ほどございます。一つ目がサージカルマスク、あとN95マスク、三つ目にアイソレーションガウン、四つ目にフェイスシールド、五つ目に非滅菌の手袋、この五つをですね、2か月以上保管備蓄するといった倉庫になります。それでこれ協定に、医療協定に基づいて県との協力、県の、県との医療協定に基づいて行うものでして、その協定の中には四つほど協定を結ぶに当たって必要なものがございまして、一つ目が発熱外来の実施。二つ目に自宅療養者への医療提供、健康観察。三つ目に医療人材の派遣。四つ目に个人防护具の備蓄と。田子診療所につきましては、四つ目の个人防护具の備蓄を行うために県から補助金を頂いて、今回、設置するものでございます。田子につきましては、新たな感染症等が発生した場合はですね、発熱外来の実施、自宅療養者への医療提供、个人防护具の備蓄ということで、この三つ、3項目に当てはまる医療協定を締結してございます。安良里診療所につきましてはですね、発熱外来と自宅療養者への医療提供ということで、この二つに基づいて医療協定を結んでございます。これは診療所の医師の先生のお考えのもとこのような形にさせていただいております。

○議長（堤 豊君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 重ねてお聞きしますけどね、今言われた五つの、そのすごい大量なんですか。これ倉庫を設置しておかなきゃならないぐらいの大量なのかっていうことと安良里診療所についてはそういったものは要らないのかっていう、それを再度お聞きします。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。田子診療所につきましてはですね、先ほど総務課長のほうからも説明させていただきましたが、新型コロナ感染症が発生した、発生したときにはですね、先生、医師の自宅にそういったマスクであるとかガウンを保管せざるを得なかったというような状況がございました。それで今回改めて県の補助金を頂いてこういった個人防護具を備蓄したいと。2か月分ということなのでそれなりの数の防護具、2か月以上の備蓄ですのでぴったり2か月ということではないんですが、2か月以上の備蓄ということでそれ相応の倉庫が欲しいということで、今回補正予算に計上させていただいたものでございます。はい。すいません。安良里診療所につきましてはですね、更衣室等、その辺の倉庫もございましてそういったところに保管していくということで事足りるというふうな判断をされていると聞いてございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今の質問と関連なんですけども、資料によりますとその設置場所がですね、駐車場の所に何か倉庫を置くようになってるんですけども。田子診療所は当然、津波浸水想定域ですよ。そうした場合にはですね、通常使うものでなければ高台のほうにですね、そういった倉庫を設置とかっていうことの考えはしなかったんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 災害時の医療器具につきまして、医薬品等はですね、旧田子中学校のほうに備蓄もしているものもございます。なので、そちらのほうにも当然、こういった個人防護具を置くようにはなるかと思うんですが、通常の際にはこちらのほうにおいたほうが利便性が高いということで、こちらのほうにも置きたいということ。その度にですね、旧田子中学校のほうに取りに行くのではなく近場に欲しいということでこちらのほうに設置するということでお願いしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） これは全く私の個人的な考えですけども、防護服とかっていうことは例えば、以前あったそのコロナみたいにある程度、突発っていうか特別な事情のときに使うものですよね。通常使うものでなければそういったものはですね、安全な高台の場所にですね、置くことも必要じゃないかなと思って質問したんですけども、その辺もう一度改めてお考えをお伺いします。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） えっとですね、使用頻度のこともあるんですが、全く普段使わないものではないと思うんです。インフルエンザ、通常のインフルエンザが流行すればそういったもの、あのマスクとかそういったものは使えますし、ずっと購入してからその倉庫に置いておくということではなくてですね、新しいものからどんどん入替えていかないと、物も湿気等もあるでしょうし、そういったところも考えますと近場にあったほうがいいのかという判断で設置、こちらのほうに設置したいということでお願いします。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 4 ページ、歳入のですね、1 番上、土木手数料。これは先ほど県工事の建設発生土っていう説明だったと思います。県工事のね、どこの場所で、単価幾らで何立米か、これをお願いします。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） ごめんなさい。ちょっとどこの場所かっていうところが今、ちゃんとお答えできないんですけども、200 立米の土を受入れしてほしいというお話がありまして、単価 6,000 円ですね、6,000 円です。120 万ということで計上させていただいたものです。

○議長（堤 豊君） 6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 250 立米で単価も 6,000 円というのは残土処理場の設計から言えば適正かなとは思いますが、場所が分からないっていうのはちょっと腑に落ちないんですけども。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） ごめんなさい、ちょっと担当のほうはちょっと分かっているんで。じゃあちょっとお時間頂ければ調べますけど。

○議長（堤 豊君） 6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） まあなぜ場所を聞くかといいますとね、西伊豆町にとって本当にいろんな紆余曲折してつくった大切なその建設発生土を受け入れる処分場なんですよ。ですから例えば、これ県工事っていうふうに我々に説明するんじゃなくて、西伊豆町の中の県工事でありますよということがやはり最優先されるべきかなと。町外の県の工事の発生土ということであればね、これは一考に値するんじゃないかなと思うんで質問してます。また場所を教えてください。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。建設発生土の処理手数料です。200立米の掛ける6,000円で120万円の予算です。発生場所はどこかというご質問でしたけども、仁科峠宇久須線の拡幅工事を今、県のほうでやっております。その残土だということでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は5ページの7款土木費の土木総務費、宇久須の隧道のところの話なんです、これは用地を購入しなければここを落石対策ができないのかということ。ちょっと常識なのかどうかということ伺いたいのと補償費も必要なのかという。どんな工事をするのか、もし分かったら教えていただければと思います。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。坑口からの落石を防止するために、落石防護の柵っていいですかね、柵、うん。当初予算のときに一応説明したと思うんですけど、防護、なんていいですかね、ネット、ネットっていうか石が落ちて来たときに吸収して受け止めるような、そういった構造物を設置します。構造物を設置する箇所については用地を購入してやるということが原則になりますので、その部分の用地。そうですね、面積的に言いますと465.4平方メートルの購入を予定しております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 5ページでですね。えっと2款の10、違う。2款1項の11目で、公共、地域公共ネットワークの支障木の伐採のあれが出てますけども。この地域公共ネットワークの事業なんですけども、今現状ですね、これ支所とか出張所とかをですね、高速のインターネットとかをつなげているようなイメージなんですけども。まあ、支障木を伐採するっていうふうなことで、今現状の西伊豆町のネットワークですね。どういうふうな形になっ

てるのか、支障木ですからどっかに引っかかっているところがあるんだろうと思うんですけども。今つながっているのは支所とか出張所、それだけでどこのところが具体的に支障木に引っかかっていますか。その辺もうちょっと答弁お願いしたいんですけど。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。ネットワークのほうは、基本的には電線と同じように空中転換をしているものでございます。5年6年度の予算の中では町内の安良里までの中で、18箇所を伐採の予定をしておりました。で、公共ネットワークにつきましては、公共施設、学校も含めた公共施設をネットワークでつないで高速で情報をそれぞれのところを提供して住民サービスを向上させるというのが目的でありまして、その間の伐採、あの木がかぶさったり覆っているところにつきまして今回それを伐採するんですが、見落としがちょっとあったということで、その分を補正予算で計上させてもらったものでございます。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そうしますと結構な施設をですね、公共ネットワークでつないでいて、電線、電線、電線ですよ。そのところに通してつながっているというふうな感じでいくと今後ですね、考えられるメンテナンスっていいですか、そういったものでいくと今回出てきました支障木の伐採、そういったものだけ気をつけていけば良いっていうか。今後出てくる可能性があるというふうに考えられます。で、ケアしていけばいいのかなっていうふうに、ことですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。木を切ればある程度は解消できるかと思いますが枝とかは伸びますので、随時、その辺は確認作業というのが必要かなと。まあ電線に関しましても経年劣化というのはありますので、その辺も目視とかは必要になるのかなとは思っていますのでこれで全て終わりというわけではないのかなとは思っています。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 4ページをお願いします。4ページの15款県支出金で衛生費補助金のところなんですけど。ここで先ほどから言われてる田子診療所の協定締結医療機関施設整備事業費補助金ですか。これ今まで診療所の施設整備については基金から出てたんですよ。それは、今回何でこれから出るのかっていう、まあ出ててもいいんだろうけど。この補助金の内容をちょっと詳しくどういう内容なのか、説明してもらえますか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 感染症法がですね、令和6年4月、今年の4月に施行が改正されまして、国民生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある新興感染症への対応を強化するためにですね、医療機関と県とがその機能役割に応じた協定を締結することになりました。それに基づいて新型コロナウイルスでの対応を国のほうは考えまして、計画的にこの新しい新興感染症の発生及び蔓延に備えるための協定を結ぶ、結びなさいよということになりました。それで今回協定を結びまして、個人防護具の備蓄、こちらをする医療機関については、診療所については、補助金を交付しますよということで今回、補助金を頂くことになったものでございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この補助金っていうのは感染症、コロナに限定されてるってことですか。それと限度額は、どう、どのようになっていますか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 感染症におかれましては、新型コロナだけではなく新たに新興感染症、新型コロナにかかわらず新型インフルエンザであるとかそれ以外の想定、今現在想定されていないような新しい感染症が発生した場合にでも、新型コロナでの対応でマスクが足りなかったとかっていう事態が発生したかと思います。そういったことがないように事前に備蓄しておくところにつきましては、備蓄したいよという診療所については、今回補助金を交付するものでございます。もう1点なんです。つけ。限度額。限度額につきましては、補助基準額がございまして。平米単価で23万9,300円。こちらが補助基準の補助基準額になります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第55号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（堤 豊君） 以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて、令和6年第4回西伊豆町議会臨時議会を閉会します。

皆様ご苦労さまでした。

閉会 午後10時50分